大阪府は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定により、以下の指定障害児通 所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

- 1 指定取消し対象事業者
- (1) 法 人 名 合同会社苺のいえ
- (2) 代表者代表社員川口加奈子
- (3) 法人所在地 大阪府枚方市甲斐田町 5番 25号ウエストヒルズ 102号
- 2 事業所名及び所在地
- (1) 事業所名称 いちごや ねこ部
- (2) 所在地 大阪府枚方市招提元町二丁目 25 番 14 号
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス
- 3 指定取消し年月日

平成31年3月8日(金曜日)

- 4 指定取消しの理由
 - (1) 不正な手段による指定(法第21条の5の24第1項第8号)

法人代表は、指定申請時に、人員基準を満たしていないと指摘を受け、申請書類を補正し、指定を受けたにもかかわらず、補正後の申請どおりの人員を確保せず、指定時から常勤職員の配置がないまま事業を運営していた。